

○困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（案）
に対する意見

特定非営利活動法人全国女性シェルターネット理事 近藤恵子

(1) 基本計画の策定を指定都市にも義務付ける。

法律では、都道府県にのみ基本計画の策定が義務付けられているが、指定都市にも女性支援センターの設置が可能となっているため、基本計画の策定を義務付けることが望ましい。基本方針に書き込むことができないか。

2. 国、都道府県及び市町村の役割分担と任務

13行目

基本計画の策定が義務付けられている都道府県及び女性相談支援センターの設置が可能となる指定都市に対しては、

(2) 基本計画の策定については、広く審議委員等を公募し、当事者・支援関係者の意見を反映させたものにするよう、基本方針に明記する。

(3) 女性相談支援員の専門職化、身分保障について明記する。

4. 支援に関わる関係機関等

(2) 女性相談支援員

16ページ 6行目

女性相談支援員は公務員同様専門職員として採用されることが望ましい。

(4) 民間団体との連携体制

27ページの下から2行目から28ページ3行目までを削除する。

また、連携に当たっては、性暴力や性的虐待、性的搾取等の構造から離れて生活することが出来るよう支援することの重要性を十分に理解し、これらの性暴力や性的虐待、性的搾取等の構造に再度取り込まれないように支援を行う意向のある民間団体との連携を推進する。

(5) 基本計画策定前の調査事項について、評価・分析の対象に女性相談支援センター及び女性自立支援施設における具体的な支援内容をデータ化する必要がある。